

富士川町消防団第 8 分団詰所建設工事

設計業務委託

仕様書

実施設計業務委託仕様書

第1章 業務概要

1. 業務名 富士川町消防団第8分団詰所建設工事設計業務委託
2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで
3. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 富士川町消防団第8分団詰所
 - (2) 敷地所在 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 4858、4859、4859-内1
 - (3) 施設用途 消防団詰所（事務所）
「令和6年 国土交通省告示第8号 別添二 第四号 第2類」

4. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a. 敷地面積 約 243 m²
 - b. 用途地域 都市計画区域外
 - c. 防火地区 指定なし
- (2) 施設の条件
 - a. 延べ面積 約 100 m²
 - b. 主要構造 鉄骨造（S造）
 - c. 階数 地上2階
- (3) 建設の条件
 - a. 予定工事費 本業務委託の契約締結後、監督員より伝える。
本体施設及び敷地内外構整備（舗装、排水、フェンス等の整備を含む）一式
 - b. 建設工期（予定工期） 令和9年5月～令和10年3月
（準備・仮設工事及び外構・舗装を含む）

5. 業務仕様

- (1) 実施設計業務の内容
 - ・富士川町消防団第8分団詰所建設工事（意匠・構造・電気設備・機械設備）及びこれに附帯する造成・外構・舗装工事等の実施設計に関する業務
- (2) 各種申請業務
 - ・建築関係法令又は条例等に基づく申請業務等

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務（標準業務）

一般業務の内容は、令和6年 国土交通省告示第8号（以下「告示」という。）の実施設計に関する標準業務一式とし、本施設にかかる必要な設計（第1章5. 実施設計業務の内容を含む）業務とする。

2. 追加業務

- （1）上記の一般業務に係る建築、電気設備、機械設備等の各積算一式（敷地内の外構を含む）として、積算数量算出書、単価作成資料、見積の収集、見積検討資料等の作成業務とする。
- （2）その他 法令等に係る手続き等については、以下のとおりとする。
 - 1）建築基準法等（消防法、省エネ法を含む）に関する手続き業務
 - ・建築確認申請等にかかる業務を監督員との協議により実施する。
 - 但し、申請手数料は別途とする。
 - 2）その他
 - ・業務の履行に伴い追加業務等を生ずる場合には、監督員との協議による。

第3章 業務の実施

（1）業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が、委託者の定める監督員との打合せの開始すること等をいう。

（2）業務条件等

受託者は、業務の実施においては「富士川町業務委託契約約款」による他、以下の事項について遵守すること。

- ア）本書および、適用基準図書及び別添の添付資料に基づき業務を行う。
- イ）監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な設計方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。
- ウ）各種関係法令及び基準等を遵守する。
- エ）業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- オ）各計算書には計算に使用した理論、公式、適用基準等並びにその計算過程を明記する。
- カ）建築確認申請図書の審査結果又は完了検査の結果、建築基準法等関係規定に適合しないことが認められたときは、受託者の負担により責任をもって適法な処置をする。但し設計の段階では予測不可能な施工条件等については、委託者及び受託者との協議によるものとする。
- キ）受託者は、月間業務予定表・同業務報告書等を作成し、監督員あて提出・報告すること。

第4章 図面等の規格及び設計図書等成果品

(1) 図面等の規格

ア) 用紙サイズは、全て日本工業規格とすること。

イ) 図面（特記仕様書含む）は A1 版又は A2 版（縮小図面は A3 版）とし、用紙サイズによる縮尺を明記すること。

ウ) 内訳明細書・構造計算書・設備関係計算書・数量積算計算書・歩掛り計算書等の書類は A4 版とすること。

(2) 設計図書・成果品等の種類

次の設計図書等成果品を標準とし、別途監督員の指示があるものは作成するものとする。

ア) 建築関係

図面名称	縮尺（程度）	備考
建築物概要書	—	
図面リスト	—	
特記仕様書	—	工事区分表・工事標準仕様
工事区分表	—	
面積表	—	求積図含む
配置図・案内図	適宜	敷地面積求積図・計算表含む
仕上表	—	カラスキーム・室別備品リスト等
各階平面図	適宜	床面積計算図表、換気・採光等計算含む
立面図	適宜	前面道路関係等表示
断面図・矩計図	適宜	敷地に高低差がある場合は高さ表示
各伏図	適宜	基礎・床・天井・屋根伏図
各平面詳細図	適宜	
各断面詳細図	適宜	
各室展開図	適宜	
各部詳細図	適宜	固定席（移動席）詳細含む
建具表	適宜	キープラン・リスト含む
工作物・外構図	適宜	自転車置場・囲障・舗装・植栽・屋外排水（雨水系統）含む
標準配筋要領等共通図	—	構造設計標準仕様及び鉄骨・配筋標準図共通図
構造特記事項	—	構造設計標準仕様（地質柱状図含む）、
基礎伏図	適宜	杭基礎詳細図含む
各階伏図	適宜	床配筋図・梁伏図・壁伏図・小屋伏図
軸組図	適宜	各通り
断面リスト	適宜	地中梁部・鉄骨部

構造詳細図	適宜	基礎部配筋部・鉄骨部（ブレース類含む）
鉄骨詳細図	適宜	仕口・溶接・その他
その他	必要に応じた縮尺	法令チェック、その他必要な図面等
総合仮設計画図	必要に応じた縮尺	鉄骨建て方計画（屋根架構フレーム等ある場合の施工計画）その他総合仮設計画図関係 発注時の「仮設条件明示」にも使用予定
構造計算書	—	詳細は（３）による

イ）建築電気設備関係（電力・受変電・通信・情報・監視制御各設備 関係）

図面名称	縮尺	備考
特記仕様書		工事区分表・工事標準仕様
配置図・案内図	適宜	屋外設備関係
受変電設備図関係	—	受変電幹線系統図、機器図等
電灯設備図（各階）	適宜	
弱電設備図（各階）	適宜	その他 弱電機器表等
配管・配線図（各階）	適宜	電灯・コンセント・動力・放送・電話・表示信号・セキュリティ・テレビ等弱電工事・火災報知設備他
平面詳細図（各階）	適宜	屋内設備図
展開図（各階・各部）	適宜	
系統・配管等設備図	適宜	誘導灯・防犯設備等
照明器具等機器図	適宜	
構内（配電・通信）設備	適宜	
その他	必要に応じた縮尺	その他必要な図面等
電気設備設計計算書		詳細は（３）による

ウ）建築機械設備関係（空気調和・自動制御・給排水衛生・ガス・屋外排水各設備 関係）

図面名称	縮尺	備考
特記仕様書（共通）	—	工事区分表・工事標準仕様
配置図・案内図（共通）	適宜	屋外設備関係
屋外設備関係図（共通）	適宜	敷地内 給水・汚水系統（上下水道接続含む）
空気調和設備関係図	適宜	空気調和設備 平面図（各階）
空気調和設備関係図	適宜	換気設備図 平面図（各階）
空気調和設備関係図	適宜	排煙設備図 平面図（各階）
空気調和設備関係図	適宜	熱源設備図

空気調和設備関係図	適宜	屋外設備図
空気調和設備関係図	適宜	機器リスト
空気調和設備関係図	必要に応じた縮尺	その他必要な図面等
給排水衛生設備関係図	適宜	衛生器具設備図 平面図（各階）
給排水衛生設備関係図	適宜	給排水設備図 平面図（各階）
給排水衛生設備関係図	適宜	給湯設備図 平面図（各階）
給排水衛生設備関係図	適宜	消火設備図 平面図（各階）
給排水衛生設備関係図	適宜	ガス設備図 平面図（各階）
給排水衛生設備関係図	適宜	機器リスト
給排水衛生設備関係図	必要に応じた縮尺	その他必要な図面等
屋外排水設備関係	適宜	汚水中継・ごみ処理・排水設備関係
その他	必要に応じた縮尺	その他必要な図面等
機械設備設計計算書		空調設備関係 詳細は（３）による
機械設備設計計算書		給排水衛生設備関係 詳細は（３）による

エ) その他

図面名称	縮尺（程度）	備考
配置図等（土地利用計画）	適宜	施設、駐車場（舗装）等・側溝等・縁石等・フェンス（基礎含む）等各種
舗装・緑地面積図等	適宜	
給排水計画図等	適宜	
造成計画平面図等	適宜	
横断図等	適宜	
断面図等	適宜	各種
展開図等	適宜	各種
構造図等	適宜	各種
詳細図等	適宜	各種

（３）その他必要な図書関係

ア) 内訳明細書

適用基準等による数量計算書により、内訳書（明細書含む）については、公共建築工事内訳書標準書式による。（建築（外構・植栽含む）、電気設備、機械設備、昇降機設備含む）

イ) 構造計算書及び設備関係計算書（A4 版）

- ・構造計算書は、国土交通省大臣の承諾を受けたプログラムを使用することとし、使用プログラム

名（承諾番号・承諾年月日）を表紙へ記入する。

- ・設備関係（負荷計算書書その他）計算書等は、適宜設備毎に整理する。

ウ）特記仕様書・共通図（構造・設備関係）（A2 版）

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事・機械設備工事・電気設備工事共通仕様書（最新版）の最新版に準拠すること。

エ）その他

- ・一般業務に含まれる、委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成。（各提出時期については、監督員と協議の上決定する。）

（４）その他必要な成果品関係

ア）積算関係成果品

図書の種類	提出部数	形 態	形 式
金入内訳明細書 （支出負担行為用）	2 部	ファイル綴り	工事毎に内訳明細書、歩掛り計算書、メーカー見積書、数量積算書を一括したもの
金抜内訳明細書 （契約用）	2 部	ファイル綴り	工事毎に作成する
製本図面	3 部	製本（現場監理 1）	見開きで A2 版・工事名入り：各工事
縮小製本図面	3 部	製本（現場監理 1）	見開きで A3 版・工事名入り：各工事
打合せ議事録	1 部	ファイル綴り	
その他資料			監督員の指示のあるもの
金入・金抜内訳 明細書データ	1 部	CD-R	Excel 形式
建築図面データ	1 部	CD-R	DXF 形式・PDF 形式
開発図面データ	1 部	CD-R	DXF 形式・PDF 形式

なお、建築確認・開発許可等、法令に基づく関係書類は、それぞれファイルのうえ提出すること

イ）業務着手前提出書類

項目	細目	提出部数
業務着手届	町指定様式	2 部
管理技術者及び技術者等通知書	町指定様式	2 部
設計業務一部下請届	組織管理体系図共	2 部
契約工程表	町指定様式	2 部

ウ)業務完了時提出書類

項目	細目	提出部数
業務完了届	町指定様式	2 部
実施工程表	町指定様式	2 部
納品書（成果品引渡書）	成果品一覧表共	2 部
各成果品		各所定部数
請求書	町指定様式	1 部

第5章 業務上の留意点

受託者は、以下の点に留意し業務を進めること。

- （１）業務の履行にあたり、本、設計業務委託仕様書による他、「富士川町業務委託契約約款（別添）」により行うこと。
- （２）委託契約締結後、業務着手前に所定の書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- （３）設計業務の実施にあたり、適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督員は常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。また、その内容を打合せ議事録に記録し、相互に確認するものとする。設計業務の着手時及び業務の区切りにおいても同様とすること。
- （４）業務の内容に疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議を行い、承諾を受けた後、業務を進めること。
- （５）業務の進捗管理については、管理技術者が責任を持って行い、監督員に事業の進捗について、適宜中間報告を行い、必要に応じて打合せを行うこと。
- （６）業務の一部を再委託（下請負業務）する場合は、一部再委託承諾願を監督員に提出し承諾を受けること。また、下請負業務体制や業務状況の管理は、主任技術者の責任のもで行うこと。
- （７）近隣環境を含め現地調査を十分に行い、業務を進めること。
- （８）道路管理者、電気事業者、ガス供給者、上下水道及び環境対策等に関する協議（各種申請等の手続きに関する協議を含む）が必要な場合は、関係機関と協議を行い、協議記録書を作成し監督員に報告すること。
- （９）庁内検討委員会等に向けて、設計内容に関する説明を行う場合は、資料の作成を行うこと。
- （１０）公共事業における公平性の観点から、特定のメーカーを意識させるような図面表現を行わないこと。仕様については随時監督員と協議すること。
- （１１）積算単価については、刊行物単価及びメーカー見積、積算基準による歩掛による単価とし、内訳書備考欄にその根拠を明記すること。なお、刊行物単価は掲載頁を記載すること。
- （１２）見積書については、原則３社以上とし、見積比較表を作成すること。
- （１３）公共建築工事（設備工事を含む）積算基準及び公共建築工事（設備工事を含む）共通費積算基準に準じて適切な積算に努めること。

第6章 適用基準等

(1) 適用基準

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

※ 国土交通省官庁営繕部 技術基準のホームページからダウンロードできます。

(2) 準拠図書

以下の図書について、最新版を準拠する。

尚、適用する積算根拠については図書名等を内訳明細書（金入）内等に明記すること。

- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）＜（一社）公共建築協会＞
- ・公共建築設計業務委託共通仕様書＜最新版 国営 HP＞
- ・建築設備設計基準の資料＜最新版 国営 HP＞
- ・建築構造設計基準の資料＜最新版 国営 HP＞
- ・構内舗装・排水設計基準の資料＜最新版 国営 HP＞
- ・木造計画・設計基準の資料＜最新版 国営 HP＞
- ・建築設備設計計算書作成の手引き＜（一社）公共建築協会＞
- ・建築、電気設備、機械設備工事監理指針＜（一社）公共建築協会＞
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン＜最新版 国営 HP＞
- ・積算関係図書（建築コスト情報、建築施工単価、建設物価版等）
- ・改正建築基準法施行令新耐震基準に基づく構造計算指針・同解説＜（一社）日本建築センター＞
- ・山梨県地震被害想定調査結果(令和5年5月)＜山梨県＞
- ・山梨県地震被害想定による液状化危険度マップ(令和6年2月)＜山梨県＞
- ・富士川町土砂災害ハザードマップ（土砂災害・洪水避難地図）＜富士川町＞

(3) その他関連法令、要綱及び各種基準

各種基準については、一覧表を作成し、監督員に提出の上承諾を得ること。